

「印鑑レスサービス」取引規定

1. 「印鑑レスサービス」とは

「印鑑レスサービス」とは、当金庫本支店窓口において店頭用タブレットを使用した、預金者本人名義の預金の払戻し（解約および定期預金の一括継続を含みます）にあたり、払戻請求書等への記名押印による手続きによらず、本人確認が可能な当金庫所定の機器（以下「本人確認装置」といいます）を利用した第4条に定める本人確認方法により預金者本人を特定し、預金の払戻し手続きを行うサービスをいいます。

2. 利用対象者

「印鑑レスサービス」は、当金庫の普通預金を契約している個人の方で、城南ICキャッシュカード（本人のカードのみとし、代理人カードは除きます。以下「カード」といいます）を発行し、そのカード上のICチップに「手のひら静脈認証情報」を登録済みの方を対象とし、申込みにより取り扱います。

3. 取扱店および取扱時間

「印鑑レスサービス」の利用申込みならびに利用停止は、普通預金を契約されている当金庫本支店の営業時間中に所定の窓口にてお取扱いをします。

4. 本人確認方法

「印鑑レスサービス」は「本人確認装置」を使用して、手のひら静脈認証情報登録済の「カード」とお客様の手のひら静脈認証情報の照合・一致をもって本人の同一性を確認します。一致確認ができない場合には「印鑑レスサービス」による預金の払戻しを停止させていただきます。

なお、預金の払戻しを受けるにあたり、正当な権限を有することを確認する為、公的書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときはこの確認ができるまで払戻しを行いません。

5. 利用方法等

(1) 払戻しの対象となる預金

「印鑑レスサービス」での払戻しの対象となる預金は、利用申込みをされた当金庫の取引店における利用者ご本人名義の、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金及び積立定期預金に限るものとします。

※普通預金は、「本人確認装置による普通預金の払戻しに関する取引規定」によりお取扱いします。

(2) 利用の申込について

当金庫の取引店にて所定の方法によりお申込みください。

(3) 申込・利用の制限

① 複数の普通預金を契約され、それぞれについて「手のひら静脈認証情報」が登録されたカードをお持ちの場合でも「印鑑レスサービス」のご利用申込は、1口座のカードしかできません。

② 定期預金・定期積金を取引店以外で払戻しされる場合、取扱いできない場合があります。

(4) 利用停止後の取扱い

第9条による利用の停止後は、各預金規定等に則った払戻し手続きにより取り扱います。

6. 個人情報等

利用者は「印鑑レスサービス」を利用するにあたり、以下の事項について同意するものとします。

(1) 利用者が、「印鑑レスサービス」の利用を申し込みまたは利用の停止を依頼するときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・保存・廃棄すること。

(2) 利用者が、当金庫所定の窓口を用いて当金庫所定の預金の払戻し取引を行うときに、当金庫が利用者の個人情報を取得・利用・廃棄すること。

7. カードの管理等

(1) 当金庫は、使用されたカードが、当金庫が利用者ご本人に発行したカードであること、および手のひら静脈認証情報が、カードに登録された手のひら静脈認証情報と一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ、預金の払戻し取引を行います。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。

8. 免責事項

当金庫が所定の本人確認方法により利用者と認め、払戻し取引を行ったときは、当金庫はカード・手のひら静脈認証情報につき、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については責任を負いません。

9. 利用の停止

- (1) 「印鑑レスサービス」の利用は、当事者の一方の都合で通知によりいつでも停止することができます。ただし、当金庫に対する停止の通知は当金庫所定の書面による届け出とします。なお、停止の届け出は当金庫の取引店において停止手続きが終了した時点で有効となります。
- (2) 当金庫が停止の通知を届け出の住所宛てに発信し、その通知が受領拒否等の事由により利用者に到着しなかった場合は通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (3) 利用申込時に登録した普通預金が解約されたとき、その預金の「手のひら静脈認証情報」を登録したカードを当金庫に返却されたときは「印鑑レスサービス」の利用は停止されたものとみなします。
- (4) 利用者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当金庫はいつでも利用者に連絡することなく、利用を停止することができるものとします。
 - ① 住所変更の届け出が未提出等により、当金庫において利用者の所在が不明となったとき
 - ② 相続の開始があったとき
 - ③ 利用者がこの規定に違反する等、当金庫が利用中止を必要とする相当の事由があったとき

10. 障害時の取扱い

本人確認装置に障害が生じたとき、当金庫が本人確認情報を取得できないと判断したとき、その他当金庫が認める相当の事由があるときは、「印鑑レスサービス」の利用を中止するときがあります。この場合、当金庫に故意または重大な過失があるときを除き、当金庫は責任を負わないものとします。

11. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当金庫の預積金に関する各規定、「城南キャッシュカード規定」、「城南 I C キャッシュカードについて」、「生体認証のご利用について」により取り扱います。

12. 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上